

青森市の除雪水準

【除雪水準（青森地区）】

道路分類	目安となる要素	除雪水準 ₁
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線。	除雪幅は、車線数を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線。	除雪幅は、車線数を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）。	除雪幅は、車線数を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
生活路線	道路幅員 6.5m以上。	小型車 ₂ 同士のすれ違いを可能にする。
	道路幅員 6.5m未満。	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

- 1 豪雪時等の異常な降雪時の場合は、主要な幹線を優先とし、順次交通機能を確保します。
- 2 小型車とは、道路運送車両法上の小型車のことを指します（一般的には普通車）。

【除雪水準（浪岡地区）】

道路分類	目安となる要素	除雪水準
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線。	除雪幅は、2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時等の異常な降雪時以外は、常時道路交通の確保を目指す。
重要な生活路線	国道、県道に接続する地域内の主要な路線。	除雪幅は、2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時等の異常な降雪時以外は、常時道路交通の確保を目指す。
その他の生活路線	上記以外の路線。	積雪等の状況を考慮したうえで、適宜、除雪作業を実施する。